

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。よろしく願いをいたします。

今年六月、天皇陛下が会見をされて、こういうふうにおっしゃっておられました。皇室の在り方や活動の基本は、国民の幸福を常に願い、国民と苦楽を共にすることだと考えていますということでございます。大変ありがたいことです。皇室が未永く御繁栄することを心より願っております。そこで、皇室典範改正について伺いをいたします。

まず、現行法では皇室の中での養子というのが禁止されておりますけれども、これは、正副議長のとりのまとめの中にも書いてございますけれども、養子が、皇統の紊乱を防ぐというようなことが書いてあるんですが、これはどういうふうに理解されておられますか。

○山下委員長 これは、答弁者。よろしいですか。（長妻委員「ちよっと止めてください」と呼ぶ）では、速記を止めてください。

〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こしてください。

木原官房長官。

○木原国務大臣 まず、安定的な皇位の継承を維持するということは国家の基本に関わる極めて重要な事柄であるという認識の下、現行の皇室典範第一条においても、男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みなどを踏まえて、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と規定されているものと考えております。（長妻委員「養子が禁止されている理由」と呼ぶ）

その上で、現行憲法において養子が禁止されているという条文、この条文は今回も生かしたまま改正をさせていただいているところですが、そのような国民の分断というものは決してあってはならないという衆参正副議長の問題意識というものについては、私どもについても共有をさせていただいているところでございます。

○山下委員長 同じ質問を、いいですか。

○長妻委員 では、分かりやすく言いますと、現行法では養子が禁止ですよね。それはなぜですか。

○木原国務大臣 これは、遡ると、明治における明治典範の第四十二条に「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」と規定をされているところから、この流れが来ているというふうに存じております。

その理由としては、「皇室典範義解」においては、養子は中世以来のもので、古来の典例ではなく、皇族互いに男女の養子をなすことを禁ずるは宗系紊乱の門を塞ぐためとされている、これに由来するものと存じます。

○長妻委員 これは、とりまとめの皇統の紊乱ということですか。

○木原国務大臣 おっしゃるとおり、皇統の紊乱ということと同旨だというふうに思っております。

○長妻委員 今ちよっとおっしゃっていただきましてけれども、これまで養子が禁止されているのは、皇位継承の秩序が乱れて正統性が損なわれるおそれが出てくるからということで禁止をされていたというふうに承知しています。

今回は養子を認めるということですから、この皇統の紊乱を防ぐというのは肝に銘じなきゃいけないというのは正副議長の取りまとめでも書いてあるところで、ここを少し確認をさせていただきたい、大変重要なことだと思います。

まず、養子に来ていただく場合、養子対象者、十一宮家の養子対象者全員にお声をまずかける、こういう手順でございますか。

○木原国務大臣 まだ、この皇室典範改正自体が成立をしております。そして、政府としては、旧十一宮家の方には全く接しているという状況ではございませんので、その成立させていただいた暁には、どのように旧宮家の方に接するかなども含めて、これはその後の検討ということになります。

○長妻委員 ただ、参議院に行って審議があるのでも、そこやはり伺いする必要があると思うんですね。明らかにしていただく必要があると思うんですね。皇統の紊乱を防ぐというのは、これは大変重要なことです。つまり、選ぶのか、選ばないのかということなんですね。

では、養親、養子の親ですね、養親は、これは対象のところに、皆さんに平等にお声をかけるといふような手はずなんでしょうか。

○木原国務大臣 養子縁組というのは、いわゆる旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系の男子のうち、養子になられる意思をお持ちの方と、養親、親となられる御意思をお持ちの皇族との間で、相互の御意思が合致することで成立するものであろうかと思えます。養親、親となられるかどうか、養子、子供となられるかどうかは、それぞれ自由な御意思に基づいて判断なされなければならないのではないかと考えております。

さらに、養親となられる御意思をお持ちの皇族がどの方と養子縁組を成立させるかを判断される際にも、これも自由な御意思に基づく必要がございます。

このように、相互の自由な御意思に基づいて養子縁組が成立するように、宮内庁において適切に取り組むものと承知をしているところでございます。

○長妻委員 そうすると、これは私がどういう問題意識で質問しているかというところ、政治の意図があつて、この方を養子で迎えようとか、そういう特定の方を選ぶような、養親についても、政治の意図があつて、ここに養親となつていただこうとか、こういうことが余りに、例えば、特定の政党の意向とか、それはまさに紊乱につながるというふうに懸念するので聞いているんですけれども、そうすると、自由意思というふうには今はずいぶんおっしゃいまして、ということとは、対象者全員

の方々が、ある意味では、手を挙げることでできるような状況をつくり上げるといふことでよろしいわけですか。

○木原国務大臣 先ほど答弁したとおりであります。これは、どの方と養子縁組を成立させるか、その判断をされる際には、双方の自由な御意思に基づく必要がありますので、委員のおっしゃるとおりだといふふうに理解しております。

○長妻委員 ということは、政治の意思で、この方に養子になつていただくとか、何か選ぶといふことではなくて、対象者の皆さんが御自由な意思でそれぞれ組合せをしていただく、こういうことでよろしいんですね。確認です。

○木原国務大臣 もちろん、これは皇室典範とはいえ、法律に基づいて行われることでございますから、政府といひますか、宮内庁において、これは適切に取り組むといひますか、お手伝いをさせていただくといふことだといふふうに承知をいたしております。

○長妻委員 先ほど来の答弁で、是非、何か、政党や政治の意思が入り込まないような形が望ましいのではないかとこのうふうにも思ひます。

次に、三十年の意味をお伺ひしたいんですが、この附則の六条の二項に、三十年という見直し規定の年限が盛り込んでおりますけれども、例えば、官房長官にお伺ひしますと、お子さんの身分、つまり、養子に入られた、皇族になつた方のお子さんが皇位継承資格を持つたか持たないのか、こういうようなことも三十年を待たずに検討、必要な措置をするといふことは妨げないといふことでよろ

しいんですね。

○木原国務大臣 見直し規定でありますけれども、御指摘のように、附則第六条の第二項には、三十年間は改正できないといふ、そういう趣旨ではありますんで、必要があれば、三十年ごとには見直すといふ趣旨であると認識してあります。

一方で、見直し規定、附則第六条の一項との比較が先ほど御指摘があつたところでありますけれども、改正後の法律の規定について、施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要なときは、検討結果に基づいて所要の措置が講ぜられるとしておりますので、この検討事項をどのように運用して実際に検討あるいは見直しをしていくかについては、私ども政府としては、立法府の意思を尊重して対応したいといふふうに存じます。

○長妻委員 ちよつと今はつきりしなかつたので、もう一回確認ですけれども、つまり、養子に入られた方、皇族になつた方、そのお子さんが皇位継承資格を持つたかどうか、改正案では持つとなつておりますけれども、それを見直す、例えば持たないようにするといふようなことも含めて、それは三十年待たないといふような検討や措置はできないのか、あるいは、三十年を待たずに適時適切にできるのか。どちらか、お答えいただければ。

○木原国務大臣 とりまとめに記載がこの点についてはありませんでしたので、現行の皇室典範の第一条及び第二条が適用されるということにはなりません。先ほど申し上げたように、見直し規定の附則第六条の第一項には、これは必要なときには見直すことができるといふことですので、三十

年を待つことはない、必ずしもそうではないということは言えると思います。

○長妻委員 はっきり明言いただきました。

もう一つは、例えば、附帯決議ですね。今日、附帯決議も成立したと思いますが、この附帯決議の三番目ですね。三番目の読み方というのは、今は男系男子しか皇位継承権はない、皇位継承資格はないというふうになっております、改正案でも同じでございますが。この附帯決議の三の読み方としては、仮に今後、立法院が議論をして、女性天皇、女系天皇を認めるというようなことがあれば、それも検討の俎上に含まれる、そういうふう

に解してよろしいんでしょうか。

○木原国務大臣 この法案はまだ、成立したわけではございませんけれども、先ほど衆議院の議院運営委員会において皇室典範改正の審議が行われ、附帯決議が議決をされたところであり、私は、その際には、この附帯決議というものは、政府としては尊重させていただきますということを申し上げます。

○長妻委員 だから、女系あるいは女性天皇ということを認めるということもこの検討の中に含まれているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○木原国務大臣 何か特定のことを、具体例を挙げて申し上げることはできませんが、立法院における将来の検討というのを先取りをしたり、これを縛るような趣旨のものではありませんので、立法院の方で何かそういう結論が出たときには、それは尊重するということになります。

○長妻委員 そうすると、繰り返しですけれども、例えば女性天皇、女系天皇の検討も排除はされていないということでもよろしいんですね。

○木原国務大臣 立法院における将来の検討は先取りはいたしませんし、これを縛ることもいたしません。

○長妻委員 排除されていないかどうか。

○山下委員長 先ほど、だから、国民の意思を尊重するということを。

○長妻委員 ちょっと、もう一回聞きますと、これは重要なことなので。

女性天皇、女系天皇、これについても検討の中に、排除はされていないということでもよろしいんですね。

○木原国務大臣 何か具体的なことを私がこの場で申し上げることはいたしません。

見直し規定をどのように運用していただくか、また実際に検討や見直しを行っていくかについては、この改正案が成立した暁には、政府としては立法院の意思を尊重して対応してまいります。（長妻委員「排除されているのか、排除されていないのかだけ聞きたいんです」と呼ぶ）

○山下委員長 今、特定の問題を先取りしてお答えできないということ、それで、そのときの国民の意思に、国会の意思に基づいてということでお答えにはなっていると思うんですが。

もう一度。排除されていないかということですか。

○長妻委員 排除されていないですね。これ、ちよつととぼけているんですかね、官房

長官。ひどいよ。

○木原国務大臣 何か個別の、既に先取りをされたようなことに対して、今、私が断定的に言うことはできません。

見直し規定というのは、これをどのように運用して、実際に検討していただくか、また、その上で見直しをされるかということについて、あくまでもこれは立法院の意思を尊重するというところでございます。

○長妻委員 何でそれを言えないんですかね。非常に不思議な感じがいたします。

お伺いすると、今現在、皇族の方で三号被保険者の方というのはおられるんですか。

○木原国務大臣 これまで、皇族の方で国民年金の第三号被保険者や社会保険の被扶養者として認定された方はいらつしやらないものと承知しています。

○長妻委員 ところが、今度、改正案が仮に通りますと、女性の皇族の方で、御結婚されても皇族の身分を離れないということになりますと、かつ、住基ネットというか、住民基本台帳に登録されるので、初めて三号被保険者の皇族が誕生する、こういう理解でよろしいですか。

○木原国務大臣 これは、皇室の方々の特別の事情を踏まえた取扱いでありますので、今般の皇室典範等の改正によつて、婚姻後も引き続き皇族の身分を有することとなる内親王、また女王についても、その扱いには変更はありませんので、被扶養者として認定される方は出てこれられないものと考えております。

それでは、次の話題に入ります。

個人情報保護法改正案について、これは成立してしまいましたけれども、次に、この規則とかガ

条文の中ではそういったことについては規定を
しておりませんので、少なくとも、病院に來たと
きにその病院がどういう扱いをしているかという

今後、委員会規則を定めるに当たっては、パブ

リックコメント、その他の手段により幅広く意見を聴取した上で決定してまいりたいというふうに思います。

○長妻委員 そうすると、名前と住所の病歴を出す場合は、名前と住所も入っていますよ、それを渡すんですよということも規則の中に含める、こういう検討はしていただけるということですね。

○松本（尚）国務大臣 現時点では、規則の内容、詳細な内容について私の方から予断を持ってここで述べることはできませんけれども、法の趣旨にのっとって意見を聞いて進めていくということはお約束できます。

○長妻委員 検討はしていただけるんですか。

○松本（尚）国務大臣 検討はしてまいりたい、検討項目の中に入ることは当然入ってくると思います。

○長妻委員 そして最後に、AIと防衛、安全保障について伺いますが、パランティアというAIの企業と防衛省、つまり、軍事的にAIを使うということ、これは契約というものはあるんでしょうか、どんな中身でしょうか。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

防衛省におきましては、令和六年度から七年度にかけて、部隊の指揮官の意思決定を補佐するためのソフトウェアについて、パランティア社製のソフトウェアを用いて、利用に値するものか否かの検証を行ったという実績がございます。

どのようなものかということについてでございますけれども、潜入支援プラットフォームというものでございまして、パランティア社製のソフト

ウェアを用いて、部隊の指揮官による目標選定、ターゲットイングに関する意思決定を支援するシステムでございます。陸上自衛隊の装備品と接続をしまして、収集した映像情報を整理し、リアルタイムで地図上に集約し表示することにより、従来よりも迅速かつ正確な情報処理を可能とするものでございます。

あくまでもこのシステムは部隊の指揮官の意思決定を補佐するためのものでございまして、パランティア社製のソフトウェアを含め、あくまでも人間の判断をサポートするというものでございまして、意思決定そのものは人間の主体的な判断によって行われるものでございます。

現在、検証成果を踏まえまして、この潜入支援プラットフォームの導入の適否等を検討している段階でございます。現時点で導入を決定しているという事実はないということを申し上げさせていただきます。

○長妻委員 この契約は幾らですか。

○伊藤政府参考人 金額につきましては、契約額で二億八千六百万円でございます。

○長妻委員 日本の安全保障はAIの導入が大幅に遅れています。私も、AIの導入をもう少し早く、充実した進化をしないといけないと思ってる一人なんです。ただ、海外の動きを見ると、どのAIを使うかということが非常に重要になってまいります。

五ページ目でございますが、軒並みパランティアのシステム導入を、データ主権と安全保障の両面でリスクが大きいと判断して断念をするという

ことが、皆さん御存じでしょうか、日本は一周、二周遅れていますよ。フランス、イギリス、ドイツ、デンマーク、オランダ、スイス、これは詳細な資料もございますけれども、国会図書館に調べていただいて、契約を見直したり、契約を拒否したり、除外をしたり、契約を見直すとか、パランティアのソフトは導入せずとか、フランスであれば、パランティアからフランス企業への切替えを発表したとかですね。

日本もROE、日本は憲法九条がありますから、手順が違うわけですね、アメリカと日本の安全保障の、やっつけていいこと、悪いこと、どこまで制約があるのかということもございます。そして、海外の企業であります、何らかのことがあったときに使用が制限されるとか、あるいは、判断が正しいのか誤っているのか、その根拠がなかなか分からない。しかも、瞬時に判断しなきゃいけないので、AIが言っていたからそう判断したというふうになりかねないということ、非常に私は安全保障にAIは必要だというふうに考えておりますが、このパランティアについては、もう少しきちんと研究をしていただきたい。

これは官房長官も聞いていただいておりますので、デジタル担当の大臣も聞いていただいておりますので、是非よろしく願います。

以上です。ありがとうございました。